

公益財団法人大吉財団
評議員及び役員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大吉財団（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第29条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤理事とは、評議員会で選任された理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤理事とは、常勤理事以外の理事をいう。
- (5) 報酬等とは、その名称いかんを問わず、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む。）、手数料等の経費をいう。報酬とは、明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、評議員及び役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第13条に定める金額の範囲内で、評議員会出席等、必要の都度、定額の報酬を支払うことができる。
- 3 常勤理事は月額とし、非常勤理事及び監事に対し理事会の出席等、必要の都度、定額の報酬を支払うことができる。
- 4 この法人は、評議員及び役員に対し賞与及び退職手当は支給しない。
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、評議員及び非常勤役員は第4条に定める報酬を辞退することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 評議員に対する報酬額は、定款第13条に定める金額の範囲内において別表1「評議員の報酬」に定める定額とする。

- 2 常勤理事の報酬年額は、別表2「常勤理事の報酬」に定める範囲内とし、代表理事が理事会の承認を得て決めるものとする。
- 3 非常勤理事の報酬年額は、別表3「非常勤理事の報酬」に定める金額の範囲内とし、報酬額は当該別表に定める定額とする。
- 4 監事の報酬総額は別表4「監事の報酬」に定める金額の範囲内とし、各々の監事の報酬額は、評議員会が決議しない場合においては、監事の協議によって定めるものとする。

(報酬の支給方法)

- 第5条 常勤役員の報酬等は、毎月末日に支給する。ただし、末日が金融機関等の休業日である場合は、その前営業日に支給する。
- 2 非常勤役員及び評議員の報酬は、月の初日から、その月の末日までの間における出席日数により計算した総額を、翌月末日までに支給する。ただし、末日が金融機関等の休業日である場合は、その前営業日に支給する。
 - 3 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこともできる。
 - 4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(評議員会及び理事会の開催にかかる交通費)

- 第6条 評議員会及び理事会の開催にかかる交通費については、支給しないものとする。ただし、片道 80km を超える場合は、別に定める旅費支給規程に従い支給することができる。

(通勤費)

- 第7条 第4条に定める報酬のほか、常勤理事には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(費用)

- 第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって支出し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2024 年 2 月 7 日より施行する。

別表 1 評議員の報酬

評議員会出席の都度、日当として 1 人一律 20,000 円（源泉徴収税額控除後の額）

別表 2 常勤理事の報酬（1 人あたり）

年額 600 万円までの範囲内

別表 3 非常勤理事の報酬

年間総額 100 万円

理事会等出席の都度、日当として 1 人一律 20,000 円（源泉徴収税額控除後の額）

別表 4 監事の報酬

年間総額 25 万円

理事会等出席の都度、日当として 1 人一律 20,000 円（源泉徴収税額控除後の額）